

## 第3章 調査票



ふじさわしじんけん かん しみんいしきちようさ ねん へいせい ねん がつ  
**「藤沢市人権に関する市民意識調査」 2014年（平成26年）11月**  
 かくだいまじばん るび ばん がいこくごばんとう あんない  
**拡大文字版, ルビふり版, 外国語版等について（ご案内）**

べってん しりょう じんけん かん しみんいしきちようさ じっししゆたい ふじさわし  
**別添の資料は、「人権に関する市民意識調査」（実施主体は藤沢市）」です。**  
 ふじさわしない す まん さいいじよう かた たいしよう むさくい ちゆうしゆつ  
**藤沢市内にお住まいの満18歳以上の方を対象として、無作為に抽出させてい**  
**ただいた3,000人の方にお送りしています。**

べってん ちようさひよう ほか るび ばん かくだいまじばん  
**別添の調査票については、他に、『①ルビふり（ふりがな付き）版』、『②拡大文字版』、**  
**『③点字版』及び『外国語版』をご用意しております。**

がいこくごばん えいご ちゆうごくご かんこくご ちようせんご ぼるとがるご すべいんご  
**外国語版：④英語 ⑤中国語 ⑥韓国語・朝鮮語 ⑦ポルトガル語 ⑧スペイン語**

じようき  
**上記の『①～⑧』のいずれかをご希望される方は、別途、お送りいたしますので、**  
**下記までご連絡くださいますようお願い申し上げます。**

■ English (英語)

The attached sheets are the "Residents Human Rights Awareness Survey" conducted by Fujisawa City. We are sending this survey to 3,000 residents who are over 18 years old and randomly selected. (Please mail the filled questionnaire sheets by December 16, 2014).  
 If you wish to have the English version, please contact *Jinken Danjyo Kyodo Sankaku ka* (Human Rights and Gender Equality Division).  
 Phone:0466-50-3501 (Phone calls accepted only on Monday and Friday).  
 Fax:0466-24-5928  
 e-mail: jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

■ 中文 (中国語)

另紙附上「关于人 的民意调」（是由藤 市市政府 施）。  
 此项民意调 的答卷， 送给任意抽取的市内 18 以上的 3 0 0 0 名市民。 投函期限 12 月 16 日止。  
 特 大家准 了中文版答卷， 需要者请和下記部门联系 盼。  
 电话:0466-50-3501 (中文:星期一、二、四、五) 真:0466-24-5928  
 e-mail: jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

■ 한국어・조선어 안내 (韓国語・朝鮮語)

별도 첨부한 자료는 “인권예 관한 시민의식 조사” 입니다.(실시주체는 후지사와의 후지사와 시내에 살고 있는 만 18 세 미만 분들 중에서 무작위로 추출한 3,000 명 시민들에게 보냅니다. 투함 기함은 12 월 16 일(화)입니다.한국어・조선어 판도 준비해 있습니다. 자료를 희망하는 분은 하기까지 연락해 주십시오.  
 [연락처] 후지사와시 기획정책부 인권남녀 공동 참회과  
 전화번호 : 0466-50-3501(다만 화요일만 접수) 팩스번호 : 0466-24-5928  
 e-mail: jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

■ Português (ポルトガル語)

As folhas anexas são `Questionário para Saber a Consciência dos Cidadãos Referente ao Direito Humano'(realizado pela prefeitura). Nós mandamos esse questionário às 3,000 residentes que são maiores de 18 anos de idade e foram escolhidas ao acaso. Depois que preencha o mesmo, favor mandá-lo até o dia 16 de dezembro do ano 2014. Se gostaria de receber as folhas em versão de português, favor comunicar à seção abaixo citada.  
*Shimin Sōdan Jyōhō-ka Gaikokujin Sōdan tantō*  
 (Seção de Consultas e Informações, Encarregado de Estrangeiros)  
 TEL: 0466-25-1111 Naisen (Ramal) 2578/2579  
 e-mail: jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

■ Español (スペイン語)

Adjuntamos a la misma la “Encuesta referente a la Conciencia Ciudadana sobre los Derechos Humanos”, ejecutada por la ciudad de Fujisawa.  
 Estamos enviando esta encuesta a 3.000 residentes de la ciudad de Fujisawa, mayores de 18 años de edad, que han sido seleccionados de forma aleatoria (al azar). Rogamos depositar la encuesta en el buzón hasta el 16 de diciembre de 2014.  
 Si usted deseara obtener la traducción en español, por favor, contacte con la siguiente sección:  
*Shimin Sōdan Jōhō-ka, Gaikokujin Sōdan-tantō*  
 (Sección de Consultas e información para ciudadanos,  
 Encargados de consultas para extranjeros)  
 Tel.: 0466-25-1111 interno (naisen) 2578 ó 2579  
 e-mail: jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

れんらくさき ふじさわし きかくせいさくぶ じんけんだんじよきようどうさんかく か ふじさわしあさひちよう  
**【連絡先】藤沢市 企画政策部 人権男女共 同 参画課（藤沢市朝日町1-1）**  
 でん わ ばん ごう ふ あ く す ばん ごう  
**電話 番号 : 0466-50-3501 ファクス番号 : 0466-24-5928**  
**e-mail: jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp**



# 藤沢市 人権に関する市民意識調査

～ アンケート調査へのご協力をお願いします ～

藤沢市では、一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる人が共に生きる社会をめざし、2007年（平成19年）2月に藤沢市人権施策推進指針を策定し、この指針に基づき、講演会など、さまざまな人権啓発活動に取り組んでいます。

このたび、人権施策に関する取り組みをより効果的に進めていくため、策定から7年が経過する人権施策推進指針の見直しを行うにあたり、市民の皆様の人権に関する意識などについての市民意識調査を実施いたします。

今回の「人権に関する市民意識調査」は、人権に特化した意識調査としては、本市として初めて実施をするもので、市内にお住まいの満18歳以上の方の中から、無作為に抽出させていただいた3,000人の方にご協力をお願いするものです。

ご回答いただいた調査結果につきましては、すべて統計的に処理することから、回答者個人が特定されることや、個々の回答内容が外部に漏れることは一切ありません。

ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、今後の人権に関する取り組みを進める上で、大変重要な調査となりますので、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2014年（平成26年）11月

藤沢市長 鈴木 恒夫  
（公印省略）

## — ご記入にあたって —

- 1 この調査は、あて名の方ご自身のお考えで記入してください。
- 2 **質問は、全部で42問あります。回答には、概ね30分～1時間程度かかります。**
- 3 回答は、該当する番号を「○」で囲んでください。  
回答の数は、質問によって異なりますのでご注意ください。
- 4 回答の中で「その他」を選んだ場合には、お手数ですが（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- 5 ご自身に該当しない質問の場合は、一般的なこととして、ご自身ならどのようにするかなどお考えいただきご回答ください。
- 6 ご記入いただいた調査票は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて **12月16日（火）までに投函**してください。
- 7 このアンケートについて、ご不明な点、ご意見等がございましたら、次のところまでお願いいたします。

藤沢市企画政策部人権男女共同参画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話：0466-25-1111（内線2132）

FAX：0466-24-5928

メールアドレス：jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp

- ❖ 人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。
- ❖ 日本国憲法では、基本的人権として、人が人らしく生きていく権利（個人の尊重）、人が幸せに生きていく権利（生命・自由・幸福追求の権利）、法の下での平等などが保障されています。
- ❖ この調査における「人権」は、それらのことを指しています。

## 人権についての意識・考え

Q 1 あなたは、身近な社会で「基本的人権」が尊重されていると思いますか。

（該当するもの1つに「○」）

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1 尊重されていると思う         | 3 どちらかといえば尊重されているとは思わない |
| 2 どちらかといえば尊重されていると思う | 4 尊重されているとは思わない         |

Q 2 あなたは、身近な社会で5～6年前に比べ人権意識が高まっていると思いますか。

（該当するもの1つに「○」）

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 1 高まっていると思う         | 3 どちらかといえば高まっているとは思わない |
| 2 どちらかといえば高まっていると思う | 4 高まっているとは思わない         |

Q 3 あなたは、身近な社会で5～6年前に比べ人権が侵害されることが減っていると思いますか。

（該当するもの1つに「○」）

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 減っていると思う         | 3 どちらかといえば増えていると思う |
| 2 どちらかといえば減っていると思う | 4 増えていると思う         |

Q 4 「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたは、どう思いますか。（該当するもの1つに「○」）

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 1 非常にそう思う | 3 あまりそうは思わない |
| 2 かなりそう思う | 4 全くそうは思わない  |

Q 5 あなたは、お互いの違いを認め人権を尊重しあうためには、特に、どのようなことを心がけたらよいと思いますか。（該当するもの3つ以内に「○」）

- |                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| 1 人権について、正しい知識を身につけること       | 5 家族が互いの立場や権利を大切にすること |
| 2 昔からのしきたりや、誤った固定観念にとらわれないこと | 6 職場で互いの立場や権利を大切にすること |
| 3 他人の立場や権利を尊重すること            | 7 その他（ ）              |
| 4 自分が生活している地域の人々を大切にすること     | 8 特になし                |

Q 6 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

- |      |      |          |
|------|------|----------|
| 1 ある | 2 ない | → (Q 7へ) |
|------|------|----------|



(Q 6-1へ)

(Q6で「1 ある」と答えた方のみ)

Q6-1 ある場合、どのような人権侵害をされましたか。(該当するものすべてに「O」)

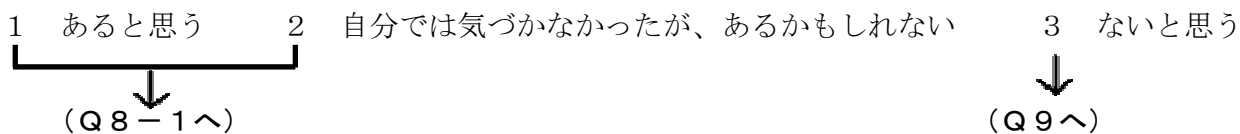
- 1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
- 2 名誉・信用のき損、侮辱
- 3 警察官等の公務員からの不当な取り扱い
- 4 暴力、強迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫等により、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)
- 5 悪臭・騒音等の公害
- 6 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等により、就職や結婚等の社会生活の上で不平等又は不利益な取り扱いをされた)
- 7 地域社会での嫌がらせ
- 8 学校でのいじめ
- 9 職場での嫌がらせ(パワー・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント(妊娠・出産を理由とした嫌がらせ)等)
- 10 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
- 11 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取り扱い
- 12 プライバシーの侵害
- 13 セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)
- 14 ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)
- 15 その他( )

Q7 あなたは、もし、ご自分の人権が侵害された場合、どうしますか。(該当するものすべてに「O」)

- 1 我慢する
- 2 相手に抗議する
- 3 身近な人に相談する
- 4 弁護士に相談する
- 5 市役所に相談する
- 6 法務局または人権擁護委員に相談する
- 7 民間の相談機関に相談する
- 8 警察に相談する
- 9 その他( )

Q8 あなたはこれまでに、他人を「差別」したことがあると思いますか。

(該当するもの1つに「O」)



(Q8で「1 あると思う」または「2 自分では気づかなかったが、あるかもしれない」と答えた方のみ)

Q8-1 何について、差別をしたと思いますか。または、何について、差別をしたかかもしれないと思いますか。(該当するものすべてに「O」)

- 1 年齢
- 2 性別
- 3 学歴・出身校
- 4 職業
- 5 収入・財産
- 6 家柄
- 7 ひとり親家庭・両親なし
- 8 障がい・疾病
- 9 婚姻の有無
- 10 容姿
- 11 出身地
- 12 同和地区(被差別部落)
- 13 人種・民族・国籍
- 14 思想・信条
- 15 宗教
- 16 その他( )

Q9 人権には、さまざまな課題がありますが、あなたが関心のある人権課題は、どれですか。  
(該当するものすべてに「○」)

- |           |                   |                      |
|-----------|-------------------|----------------------|
| 1 女性      | 9 ハンセン病患者・回復者等    | 16 性同一性障がい           |
| 2 子ども     | 10 刑を終えて出所した人     | (生物学的な性と性の自己意識       |
| 3 高齢者     | 11 犯罪被害者等         | (こころの性)が一致しない状態)     |
| 4 障がいのある人 | 12 インターネットによる人権侵害 | 17 人身取引(性的搾取・強制労働など) |
| 5 同和問題    | 13 北朝鮮当局による拉致被害者等 | 18 働く人               |
| 6 アイヌの人々  | 14 ホームレス          | 19 震災等の被災者           |
| 7 外国人     | 15 性的指向           | 20 その他( )            |
| 8 HIV感染者等 | (異性愛、同性愛、両性愛)     | 21 特にな               |

## 女性の人権について

Q10 あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
(該当するものすべてに「○」)

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 男女の固定的な役割分担意識(「家事は女性」等)に基づく差別的取り扱いを受けること
- 3 ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力)
- 4 職場において、差別待遇(女性が管理職になりにくい等)を受けること
- 5 職場において、マタニティー・ハラスメント(妊娠・出産を理由とした嫌がらせ)を受けること
- 6 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会環境の未整備
- 7 セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)
- 8 売春・買春
- 9 「令夫人」、「婦人」、「未亡人」、「家内」のように女性に用いられる言葉が使われること
- 10 テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報の氾濫
- 11 その他( )
- 12 特にな

Q11 あなたは、女性の人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。  
(該当するもの3つ以内に「○」)

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 男女ともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境の整備
- 3 労働における採用・昇進・賃金など男女の平等
- 4 議会や審議会など、意思決定や方針決定の場への女性の参画の促進
- 5 男性に対する意識啓発の推進
- 6 女性に対する意識啓発の推進
- 7 女性の人権を守るための広報啓発活動などの推進
- 8 男女平等などに関する教育の充実
- 9 マスコミによる紙面、番組、広告などの内容への配慮
- 10 女性に対する犯罪の取り締まりの強化
- 11 女性に対する暴力の加害者への教育・相談体制の充実
- 12 その他( )
- 13 特にな

## 子どもの人権について

Q12 あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(該当するものすべてに「○」)

- |  |   |
|--|---|
| 1 誤った認識や偏見が存在していること                    | 8 子どもの誘拐、子どもへのストーカー                     |
| 2 いじめ                                  | 9 親の事情による不安定な生育環境                       |
| 3 体罰                                   | 10 子どもの貧困                               |
| 4 虐待(身体的・心理的・性的・育児放棄)                  | 11 SNS<注①>などインターネット上のトラブル(いじめ、薬物、性被害など) |
| 5 いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする                  | 12 その他( )                               |
| 6 学校や就職先の選択等の子どもの意見について、大人がその意見を無視すること | 13 特にな                                  |
| 7 児童買春・児童ポルノ                           |   |

### <注①>SNS

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略  
人と人とのつながりをサポートする電子上のサービスです。

インターネット環境におけるコミュニティを通じ、他者との出会いなどの目的を掲げたネットワーク型の組織です。LINE(ライン)、Twitter(ツイッター)などが知られています。

Q13 あなたは、子どもの人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。

(該当するもの3つ以内に「○」)

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 1 相談・支援体制の充実            | 7 子育て支援の充実              |
| 2 子どもの人権を守るための啓発活動の推進   | 8 生活困窮家庭への福祉の充実         |
| 3 子どもに自分も他者も大切であることを教える | 9 児童買春や児童ポルノなどの取り締まりの強化 |
| 4 子ども的人格の尊重             | 10 その他( )               |
| 5 保護者への啓発、相談の充実         | 11 特にな                  |
| 6 教職員や指導者の人権意識の向上       |                         |

## 高齢者の人権について

Q14 あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(該当するものすべてに「○」)

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 3 差別的な言動をされること
- 4 悪徳商法、特殊詐欺(振込め詐欺等)の被害が多いこと
- 5 アパート等への入居を拒否されること
- 6 家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること
- 7 病院での看護や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること
- 8 高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること
- 9 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
- 10 経済的に自立が困難なこと
- 11 その他( )
- 12 特にな

Q15 あなたは、高齢者の人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。  
(該当するもの3つ以内に「○」)

- |                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 1 相談・支援体制の充実             | 5 高齢者に対する犯罪の取り締まりの強化   |
| 2 高齢者の就労や能力を発揮する場の確保     | 6 高齢者と他の世代との交流の促進      |
| 3 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動の推進 | 7 介護、在宅サービスや福祉施設・病院の充実 |
| 4 高齢者が生活しやすい環境の整備        | 8 その他( )               |
|                          | 9 特にな                  |

## 障がいのある人の人権について

Q16 あなたは、障がいのある人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
(該当するものすべてに「○」)

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 3 地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 4 結婚問題で家族や周囲に反対されること
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 治療や入院を断られること
- 7 差別的な言動をされること
- 8 悪徳商法、特殊詐欺(振込め詐欺等)の被害が多いこと
- 9 アパート等への入居を拒否されること
- 10 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 11 障がい者施設に対する地域の反対
- 12 スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
- 13 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 14 障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと
- 15 経済的に自立が困難なこと(生活するための所得の保障)
- 16 暮らしやすいまちづくり、バリアフリー化などが十分でないこと
- 17 その他( )
- 18 特にな

Q17 あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。(該当するもの3つ以内に「○」)

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 障がいのある人の就労や能力を発揮する場の確保
- 3 障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動の推進
- 4 介護、在宅サービスや福祉施設・病院の充実
- 5 障がいのある人が自立して生活しやすい環境の整備
- 6 障がいに応じた教育
- 7 障がいのある人の雇用の確保
- 8 障がいのある人との交流の促進
- 9 障がいのある人の意見を反映させる機会の拡大
- 10 その他( )
- 11 特にな



## 同和問題(部落差別)について

Q18 あなたは、同和問題<注②>について、初めて知ったきっかけは、何からですか。

(該当するもの1つに「○」)

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 1 家族(祖父母、父母、きょうだい等)から聞いた | 7 テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った       |
| 2 親戚の人から聞いた              | 8 インターネットで知った             |
| 3 近所の人から聞いた              | 9 同和問題の集会や研修会で知った         |
| 4 職場の人から聞いた              | 10 都道府県や市区町村の広報紙や冊子等で知った  |
| 5 学校の友だちから聞いた            | 11 同和問題は知っているがきっかけは覚えていない |
| 6 学校の授業で教わった             | 12 その他( )                 |
|                          | 13 同和問題を知らない → Q20へ       |

### <注②>同和問題

日本社会の歴史過程で形成された身分制や差別観念により、同和地区(被差別部落)に生まれた人々と、その子孫たちがその地域の出身という理由だけで、前近代から現在に至るまで、不当に差別され、基本的人権を侵害されるなど、日本社会に深く根ざした人権問題です。

Q19 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(該当するものすべてに「○」)

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 結婚問題で家族や周囲に反対されること
- 3 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 4 地域社会で不利な扱いをされること
- 5 差別的な言動をされること
- 6 差別的な落書きをされること
- 7 身元調査をされること
- 8 インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること
- 9 その他( )

## 外国人の人権について

Q20 あなたは、外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(該当するものすべてに「○」)

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 働く場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 3 地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 4 結婚問題で家族や周囲に反対されること
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 差別的な言動をされること
- 7 アパート等への入居を拒否されること
- 8 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 9 風習や習慣等の違いが受け入れられないこと
- 10 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 11 外国人の意見や行動が尊重されないこと
- 12 その他( )
- 13 特にない

Q21 あなたは、外国人の人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。  
(該当するもの3つ以内に「○」)

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 外国人の就労や能力を発揮する場の確保
- 3 外国人への理解を深める啓発の推進
- 4 外国語による情報提供の充実
- 5 外国語による相談の場の増設
- 6 外国人のための日本語教室の充実
- 7 自立できない外国人への生活支援（医療、福祉、教育など）
- 8 外国人と日本人の相互理解と交流の推進
- 9 外国人の意見を反映させる機会の拡大
- 10 その他（ )

## エイズ患者・H I V感染者やその家族の人権について

Q22 あなたは、エイズ患者・H I V感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(該当するものすべてに「○」)

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 患者や感染者のプライバシーが守られないこと
- 3 結婚問題で家族や周囲に反対されること
- 4 地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 治療や入院を断られること
- 7 無断でエイズ検査等をされること
- 8 差別的な言動をされること
- 9 アパート等への入居を拒否されること
- 10 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 11 その他（ )
- 12 特になし

Q23 あなたは、エイズ患者・H I V感染者やその家族の人権を守るために、特に、どのようなことが必要だと思いますか。(該当するもの3つ以内に「○」)

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制の充実
- 3 患者や感染者への偏見や差別をなくすための啓発活動
- 4 エイズ・H I Vに関する正しい知識の教育
- 5 患者・感染者の就労や能力を発揮する場の確保
- 6 患者・感染者支援の連携（行政・医療機関・NGOなど）の推進
- 7 患者・感染者の生活支援
- 8 患者・感染者の医療費援助
- 9 その他（ )
- 10 特になし

## 犯罪被害者等の人権について

Q24 あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに「○」）

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
- 3 犯罪行為によって経済的負担を受けること
- 4 事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること
- 5 警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと
- 6 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 7 刑事手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 8 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穩が保てなくなる
- 9 その他（ ）
- 10 特にない

Q25 あなたは、犯罪被害者等の人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。（該当するもの3つ以内に「○」）

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等への経済的な支援
- 4 犯罪被害者等への適切なカウンセリング
- 5 捜査活動や刑事裁判における犯罪被害者等に配慮した支援
- 6 マスコミによる犯罪被害者等の人権に配慮した報道や取材
- 7 その他（ ）
- 8 特にない

## インターネット環境での人権について

Q26 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに「○」）

- 1 他人を誹謗中傷する情報が掲載されること
- 2 他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること
- 3 出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること
- 4 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること
- 5 ネットポルノが存在していること
- 6 プライバシーに関する情報が掲載されること
- 7 その他（ ）
- 8 特にない

Q27 あなたは、インターネット上の人権侵害を防ぐためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。（該当するもの3つ以内に「○」）

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 プライバシーや名誉に関する教育・啓発活動の推進
- 3 情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化
- 4 違法な情報発信者に対する監視や取り締まりの強化
- 5 その他（ ）
- 6 特にない

## ホームレスの人権について

Q28 あなたは、ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。  
(該当するものすべてに「○」)

- |                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1 誤った認識や偏見が存在していること     | 7 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること |
| 2 近隣住民や通行人等から嫌がらせを受けること | 8 じろじろ見られたり、避けられたりすること      |
| 3 近隣住民や通行人等から暴力をふるわれること | 9 経済的に自立が困難なこと              |
| 4 就職・職場で不利な扱いを受けること     | 10 その他 ( )                  |
| 5 差別的な言動をされること          | 11 特にない                     |
| 6 アパート等への入居を拒否されること     |                             |

Q29 あなたは、ホームレスの人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。  
(該当するもの3つ以内に「○」)

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 1 相談・支援体制の充実               | 5 その他 ( ) |
| 2 ホームレスの人権を守るための教育・啓発活動の推進 | 6 特にない    |
| 3 ホームレスの自立にむけた生活支援         |           |
| 4 ホームレスのための施設の充実           |           |

## 性的指向・性同一性障がいに関する人権について

Q30 あなたは、同性愛、両性愛といった性的指向<注③>や、性同一性障がい<注④>に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(該当するものすべてに「○」)

- 1 誤った認識や偏見が存在していること
- 2 地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 3 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 4 差別的な言動をされること
- 5 アパート等への入居を拒否されること
- 6 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 7 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 8 その他 ( )
- 9 特にない

### <注③>性的指向

性愛に関して自分の性的意識の向く方向のことを言います。性的指向は、異性に向く人、同性に向く人、両性に向く人、どちらにも向かない人がいます。

### <注④>性同一性障がい

生物学的な性(生まれた時に持っていた体の性)と自己認識の性(生きていきたいと感じている性)が異なる状態のことをいいます。

Q31 あなたは、性的指向や性同一性障がいに関することで、特に、どのような取り組みが必要だと思いますか。(該当するもの3つ以内に「○」)

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 意見を反映させる場の拡大
- 4 法整備を行う
- 5 その他 ( )
- 6 特にない

## 働く人の人権について

Q32 あなたは、働く人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(該当するものすべてに「○」)

- 1 長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと
- 2 休暇制度があっても取れないような実態があること
- 3 職場でのいじめや嫌がらせがあること  
(パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、マタニティー・ハラスメント（妊娠・出産を理由とした嫌がらせ）等)
- 4 職業・職種による偏見や差別があること
- 5 生活するための所得の保障が十分でないなど、生活に困窮する人が増加していること
- 6 非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差があること
- 7 若年層の非正規雇用が多いこと
- 8 年金受給年齢まで雇用が保障されていないこと
- 9 その他 ( )
- 10 特にない

Q33 あなたは、働く人の人権を守るためには、特に、どのようなことが必要だと思いますか。

(該当するもの3つ以内に「○」)

- 1 相談・支援体制の充実
- 2 働く人の人権を守るための教育・啓発活動の推進
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発の推進
- 4 企業、雇用者の人権意識の向上
- 5 育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい環境の整備
- 6 労働時間の短縮や有給休暇等休暇の取得促進
- 7 パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等の防止
- 8 性差・雇用形態などによる格差の解消（仕事の中身を評価する「同一価値労働同一賃金」の実現）
- 9 昇進・昇格の制度や教育における男女平等の推進
- 10 若年層への就労支援
- 11 高齢者の雇用継続、再就職支援
- 12 その他 ( )
- 13 特にない

## アイヌの人々の人権について

Q34 あなたは、アイヌの人々<注⑤>に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(該当するものすべてに「○」)

- |                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| 1 誤った認識や偏見が存在していること        | 7 独自の文化や伝統の保存、伝承が十分図られていないこと |
| 2 地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること | 8 じろじろ見られたり、避けられたりすること       |
| 3 結婚問題で家族や周囲に反対されること       | 9 経済的に困窮状態におかれている人が多いこと      |
| 4 就職・職場で不利な扱いを受けること        | 10 その他 ( )                   |
| 5 差別的な言動をされること             | 11 特にない                      |
| 6 身元調査をされること               |                              |

### <注⑤>アイヌの人々

古くから本州東北部、北海道、千島列島、樺太など日本列島北辺を生活圏とし、先住している民族です。狩猟、漁労、採集等で自然との共生を大切にし、独自の言語、宗教をもち、その文化を現在に受け継いでいます。「アイヌ」とは、アイヌ語で「人間」という意味です。

## ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について

Q35 あなたは、ハンセン病<注⑥>患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに「○」）

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1 誤った認識や偏見が存在していること           | 8 差別的な言動をされること               |
| 2 プライバシーが守られないこと              | 9 アパート等への入居を拒否されること          |
| 3 地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること    | 10 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること |
| 4 結婚問題で家族や周囲に反対されること          | 11 じろじろ見られたり、避けられたりすること      |
| 5 就職・職場で不利な扱いを受けること           | 12 その他（ ）                    |
| 6 治療や入院を断られること                | 13 特にない                      |
| 7 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと |                              |

### <注⑥>ハンセン病

らい菌という細菌による慢性の感染症。過去に、ハンセン病患者を強制的に療養所に収容し、隔離する政策が執られたことなどから、ハンセン病は伝染しやすいとの誤った認識が広がり、偏見を強めることとなったと言われていました。今日では、治療法が確立され、早期に発見し適切な治療を行えば、治すことができる病気となりました。

## 刑を終えて出所した人の人権について

Q36 あなたは、罪や非行を犯した後に、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとしている人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに「○」）

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること   |  |
| 2 プライバシーが守られていないこと               |  |
| 3 結婚問題で家族や周囲に反対されること             |  |
| 4 就職、職場で不利な扱いを受けること              |  |
| 5 アパート等への入居を拒否されること              |  |
| 6 差別的な言動をされること                   |  |
| 7 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを受けること |  |
| 8 その他（ ）                         |  |
| 9 特にない                           |  |

## 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権について

Q37 あなたは、北朝鮮当局による拉致被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに「○」）

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| 1 家族と共に生活をするという当然の権利を奪われていること | 7 その他（ ） |
| 2 身体や居住移転の自由を奪われ、帰国できないこと     | 8 特にない   |
| 3 被害者の情報が得られないこと              |          |
| 4 被害者及びその家族に対し傷つけるような報道があること  |          |
| 5 被害者及びその家族が興味本位でみられていること     |          |
| 6 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと        |          |

## 人身取引に関する問題について

- Q38 あなたは、人身取引<注⑦>（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに「○」）
- |                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| 1 買春・買春ツアー等の性的搾取が起きていること            | 5 その他  |
| 2 児童買春・児童ポルノ・援助交際等の子どもに対する性的搾取があること | ( )    |
| 3 就労の場で強制的な労働搾取があること                | 6 特にない |
| 4 外国人研修生に対する労働搾取があること               |        |

### <注⑦>人身取引

脅迫、誘拐、暴力、監禁、詐欺等により、他人の自由を奪い、強制的に売春や犯罪、労働等に従事させ、その利益をしぼり取ることです。

## 震災等の被災者の人権について

- Q39 あなたは、震災等の被災者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに「○」）
- |                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1 誤った認識や偏見が存在していること         | 8 避難生活によるストレスに伴ういさかみや虐待  |
| 2 地域、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること  | 9 避難している人の健康被害が増えていること   |
| 3 就職、職場で不利な扱いを受けること         | 10 生まれ育った土地での生活再建が難しいこと  |
| 4 差別的な言動をされること              | 11 被災地に関する風評被害があること      |
| 5 アパート等への入居を拒否されること         | 12 家族が離ればなれに暮らさなければならぬこと |
| 6 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること | 13 その他 ( )               |
| 7 学校、幼稚園等への入学や入園を拒否されること    | 14 特にない                  |

## 人権問題に関する取り組みについて

- Q40 藤沢市では、人権について理解を深めていただくため、さまざまな取り組みを進めています。あなたは、どのようなものをご存じですか。（該当するものすべてに「○」）
- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 1 講演会、研修会             | 5 ポスターの掲出       |
| 2 キャンペーンなどの啓発イベント     | 6 ホームページによる情報提供 |
| 3 「広報ふじさわ」への啓発記事の掲載   | 7 その他 ( )       |
| 4 リーフレット・チラシなど啓発資料の配布 | 8 知っているものはない    |
- Q41 あなたは、講演会や研修会などの啓発事業について、特に、どのようなことを重視してほしいと思いますか。（該当するもの3つ以内に「○」）
- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1 著名人が出演する            | 5 託児（一時保育）や手話通訳などを行う |
| 2 人権問題に直面している当事者が出演する | 6 その他 ( )            |
| 3 土曜日、日曜日、休・祝日に開催する   | 7 特にない               |
| 4 平日の夜間に開催する          |                      |

Q42 あなたは、藤沢市がめざす「人権が尊重される地域社会」を実現するためには、今後、特に、どのような取り組みが必要だと思いますか。（該当するもの3つ以内に「○」）

- 1 定期的な人権意識調査を実施し、調査結果を踏まえた人権施策の取り組み
- 2 人権意識を高めるための講演会や研修会等の啓発事業の充実
- 3 啓発リーフレット・チラシ等の配布、ポスター掲出、広報紙掲載及びホームページ他による広報活動の充実
- 4 人権施策に関する指針の市民への周知
- 5 人権に関する条例の制定や人権宣言等の取り組み
- 6 学校における人権教育の充実
- 7 公務員、教職員、保健・医療・福祉関係従事者など人権に深く関わる職業に従事する人の人権意識の向上
- 8 企業・団体等における人権意識の向上
- 9 人権に関する相談支援体制の充実
- 10 その他（ ）
- 11 特になし

## あなたご自身についておたずねします

F1 あなたの性別

- |      |      |       |
|------|------|-------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 その他 |
|------|------|-------|

F2 あなたの年齢《2014年（平成26年）11月1日現在の満年齢》

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 19歳以下  | 4 40～49歳 | 7 70～79歳 |
| 2 20～29歳 | 5 50～59歳 | 8 80歳以上  |
| 3 30～39歳 | 6 60～69歳 |          |

F3 あなたの現在の職業（いくつか該当する場合は、主なもの1つに「○」）

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1 会社員・公務員など        | 5 学生        |
| 2 パート・アルバイト・契約社員など | 6 その他の職業（ ） |
| 3 自営業・個人業          | 7 仕事はしていない  |
| 4 家事専業             |             |

☆人権全般に関することで、その他にご意見などあればご記入ください☆

-----
-----
-----
-----
-----

（ご記入いただきましたご意見について、個別にはお答えできません。あらかじめご了承ください。）

調査は以上です。同封の封筒に入れてポストに投函してください。（切手不要）

ご協力誠にありがとうございました。



---

第 1 回藤沢市人権に関する市民意識調査報告書

2015年（平成27年）3月

藤沢市企画政策部人権男女共同参画課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

電 話 0466-25-1111(代表)